令和 2 年 3 月 2 4 日 第 1 2 1 7 9 号

0	0	業	0	業	\circ	定	0	で	0	0		0	_	\circ	制	0			0					ls.	हो
保安林	家畜検	木の廃止	生活保	木の廃止	生活保	<i>I</i> E	生活保	きる個	簡易な	令 和 二		収納代	部改正	岡山県	度要綱	岡山県			岡山県					1	
の 指	査の実		護法等		護法等		護法等	人情報	方法に	年度県		理金融		中小企	の 一 部	中小企			災害対	_					[]
定予定	施		に基づい		に基づい		に基づい	の指定	よる開	統計調		機関のは		業支援	改正	業経営	告		策本部	合同訓		目			Į.
			く指定介		く指定医		く指定医	の一部改	示請求を	査の実施	以上県例	指定の一		資金融資		革新等支	示】	(県例	規程の一	令】		次		1	\ <u>\</u>
			護機関の		療機関の		療機関の	正	すること		規集登載	部改正		制度要綱		援資金融		規集登載)	部改正						B
			事		事		指		が		<u> </u>			の		資		<u> </u>						多	~ 一
治山課	畜産課		"		"		障害福祉		総務学事	統計分析		会計課		II		経営支援			危機管理			担当課		7 - 	
							課		課	課						課			課			(室)		3	3
す	0	規	0		4	0	0	0	σ	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	
9 る規程	岡山県企業局事務処理規程の一部を改正	^风 程	岡山県企業局財務規程の一部を改正する	【企業局】	完了 一	公共施設に係る開発行為に関する工事の	n	n	の完了	開発許可を受けた開発行為に関する工事	二級建築士の免許の取消し	道路の位置の指定	公共測量の終了	土地改良事業の工事完了	大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	特定非営利活動法人の設立認証の申請	【公告】	n	都市計画事業の事業計画の変更認可	急傾斜地崩壊危険区域の指定	道路の供用開始	道路の区域変更	漁船保険付保義務の消滅	n	目次
	"		総務企画課			"	"	"		"	"	建築指導課	監理課	耕地課	経営支援課	県民生活交		"	都市計画課	防災砂防課	"	道路整備課	水産課	JJ	担当課

令和 2 年 3 月 2 4 日 第 1 2 1 7 9 号

岡

山

県

訓

業

令 令

員」に改める。 別表第二中「県庁舎」を「県庁舎及び県庁分庁舎」に、 別表第一中「班長又は」を「班長若しくは災害の状況に応じて本部長が指名する職員又は」に、「総合政策局内各所属職員及び人事課員」を「総合政策局内及び総務部内各所属職 岡山県災害対策本部規程 岡山県教育委員会訓令 岡 令和二年三月二十四日 山 山 県 企 訓 訓 昭和五十七年岡 岡 岡山県教育委員会訓令 岡 Ш Щ Ш 県 県 警 企 県 業 訓 訓 訓 4 3 2 令 令 1 災害時における県民生活部の総括及び連絡調整に関すること。 有料道路の無料化措置に関すること。 交通機関の被害状況及び運行状況の取りまとめに関すること。 県民生活部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 号 の 一部を次のように改正する。 岡 岡山県公営企業管理者 岡 山県警察本部 Ш 県 長 事 教 桐 佐 伊 企 出 庁 を 育 原 中 原 藤 木 察 先 委 業 育 隆 本 員

숲 雄 太 部 庁 局 関 般

るものに限る。)。

6 るものに限る。)。 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること(県民生活部が所管す

5

関係省庁の視察対応に関すること(県民生活部が所管するものに限る。)。

災害時における県民生活部の総括及び連絡調整に関すること

3 2 県民生活部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 交通機関の被害状況及び運行状況の取りまとめに関すること。

有料道路の無料化措置に関すること。

4

5 県民局庁舎及び地域事務所庁舎の被害状況の取りまとめに関すること。

関係省庁の視察対応に関すること(県民生活部が所管するものに限る。)。

応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること(県民生活部が所管す

7

6

「災害時におけるばい煙」を「ばい煙」に、

1 災害時における保健福祉部の総括及び連絡調整に関すること

2 保健福祉部関係の被害状況の取りまとめに関すること。

3 災害救助法適用事務の総括に関すること。

4 災害救助法に基づく強制権発動、 立入検査等に関すること。

5 災害救助基金に関すること。

6 被災者生活再建支援法に関すること。

義援金の募集分配に関すること。

8

地方本部(健康福祉部及び保健部)との連絡調整に関すること。

9 本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること

10

救援物資の備蓄に関すること。

を

義援金の募集分配に関すること 被災者生活再建支援法に関すること。 災害救助基金に関すること。

災害救助法に基づく強制権発動、

立入検査等に関すること。

災害救助法適用事務の総括に関すること。

災害時における保健福祉部の総括及び連絡調整に関すること。

保健福祉部関係の被害状況の取りまとめに関すること。

地方本部 (健康福祉部及び保健部) との連絡調整に関すること。

日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。

救援物資の備蓄に関すること。

10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

に改め、 3 3 2 5 4 11 14 13 12 災害時における総括及び連絡調整に関すること。 発電施設及び工業用水道施設の被害状況調査、応急措置及び原状回復等に関 借上型仮設住宅の供与に関すること。 住宅応急支援窓口の設置に関すること。 公営住宅への一時入居に関すること。 応急仮設住宅の建設及び建設作業の指導監督に関すること 「歯科医師、」の下に「栄養士及び」を加え、 関係省庁の視察対応に関すること (保健福祉部が所管するものに限る。)。 県災害保健医療調整本部に関すること (保健分野の総括及び組織の運営。)。 災害時健康危機管理支援チームの派遣調整に関すること。 保健師等の派遣調整に関すること。 企業部関係の被害状況の取りまとめに関すること 公営住宅の被害状況の取りまとめに関すること。 2 公営住宅の被害状況の取りまとめに関すること。 住宅応急支援窓口の設置に関すること。 公営住宅への一時入居に関すること。 応急仮設住宅の建設及び建設作業の指導監督に関すること。 に、 を 3 2 1 15 14 13 12 11 すること。 災害時における企業部の総括及び連絡調整に関すること 関係省庁の視察対応に関すること (保健福祉部が所管するものに限る。)。 県災害保健医療調整本部に関すること(保健分野の総括及び組織の運営)。 災害時健康危機管理支援チームの派遣調整に関すること。 保健師等の派遣調整に関すること。 発電施設及び工業用水道施設の被害状況調査、応急措置及び原状回復等に関 企業部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること を

別表第三中 「り災証明書発行及び住家被害認定調査」を「り災証明書の発行及び住家被害認定調査の支援」に改める。 6 5 4 3 2 1 り災地における廃棄物の処理に関すること。 緊急通行車両の確認及び証票の発行に関すること。 県防災行政無線の運用に関すること。 災害時における火薬類の保安に関すること。 災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関すること。 災害広報に関すること。 防災管理部の応援に関すること。 を

に、

4

関係省庁の視察対応に関すること(企業部が所管するものに限る。)。

3 2 6 5 4 1 防災管理部の応援に関すること。 緊急通行車両の確認及び証票の発行に関すること。 県防災行政無線の運用に関すること。 災害時における火薬類の保安に関すること。 災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関すること。 災害広報に関すること。

に改める。

り災地における廃棄物の処理に関すること。

政府調査団の現地における受入れ調整に関すること。

附 則

この訓令は、 令和二年四月一日から施行する。

> 4 関係省庁の視察対応に関すること(企業部が所管するものに限る。)。

◎岡山県告示第百四十三号

岡山県中小企業経営革新等支援資金融資制度要綱 (平成十六年岡山県告示第二百二十

元号)の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

別表第中「無8

「第14糸」に改める。

原木

太

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百四十四号

企業支援資金融資制度要綱 (平成二十一 年岡 山県告示第二百四十三号)

一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

山県知事 伊原木 隆 太

第二条中第十六号を第十八号とし、 第十五号を第十六号とし、 同号 0) 次 0

化関連保証をい

る事業継続力強

化関連保証

又は

同法第五十五条第一

項に規定する連携事業継続

事業継続力強化等関連保

証

企業等経営強化法第五十四条第一

項

第二条第十四号の次に次の一号を加える。

十五 事業承継特別保 証 事業承 ·継特別保証制度要綱(二〇 九 七中

に基づく信用保証制度をいう。

第四条第一号中 「別表第一号」 「別表第一 号及び第七号」 改 同条第十号を次

のように改める。

に該当する者に限る。) 別表第七号に掲げる資金の融資を受けようとする者 ては、 事業承継特別保証を受けること。 (同号 融資の \mathcal{O}

第四条中第十一号を第十二号とし、 第十号の次に次の 号を加える。

別表第九号に掲げる資金の融資を受けようとする者が、 それぞれ次に定める要件に該当すること。 次に掲げ に

別表第 九号の 融資 0 対象者 \mathcal{O} 該当する場合 危 機関 連保 証 け

ح

口 別表第九号の 資の 対象者 \mathcal{O} 6 に該当する場合 事業継続 力

を受けること。

4 する事業継続力強化計画を作成 該当する者に限る。) 第六条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、 別 表第九号に掲げる資金の融資を受けようとする者 は、 じめ、 同項に規定する経済産業大臣の認定を受け、 中小企業等経営強化法第五十条第一 第三項の次に次 (同号の融資の 項を加える。

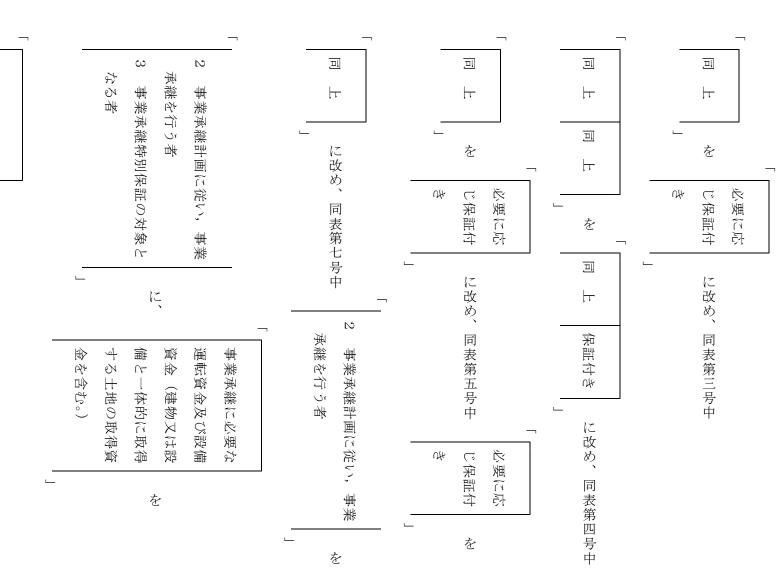
経済産業大臣の認定を受けなければならない

.法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画

同項に規定する

0 融資の 対象者の欄6に該当する者に限る。) 「及び金融機関」を 経済産業大臣の認定書 及び金融機関」 (同表第九号に掲げる資金 に改める。

特定創業支援等事業による支援を受けた者は6月以内)」 以おる 別表第一 ⁻2 田 以内」を 月以内 (産業競争力強化法第2条第26項に規定する 同表第二号中



(1) 融資の対象者

が1又は2であ

る場合は,

資金

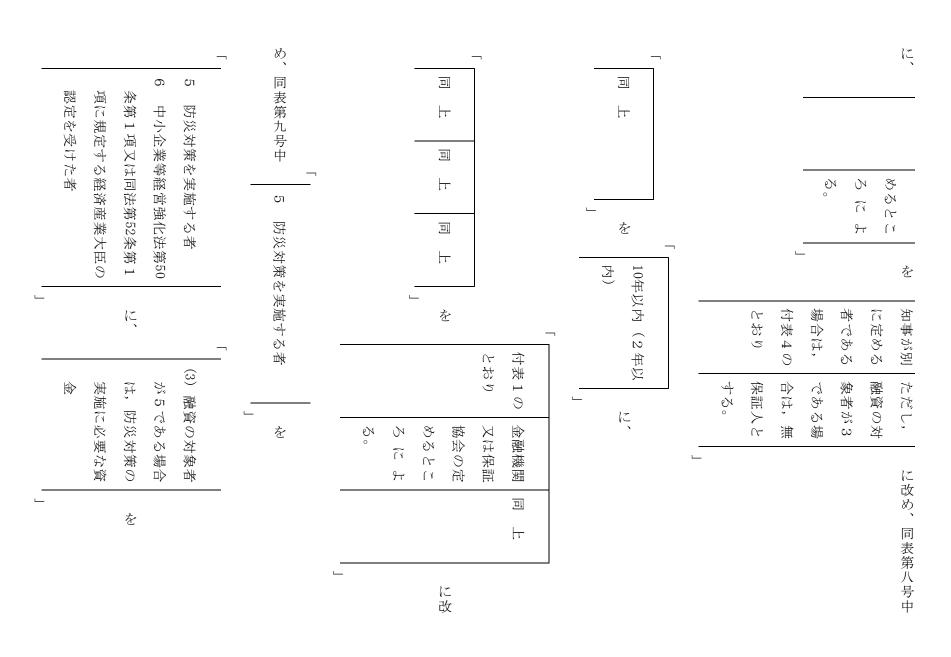
(建物又は

転資金及び設備

承継に必要な運

設備と一体的に

(2) 融資の対象者 政律 する土地の取得 取得する土地の 入金の返済資金 定める既往の借 及び知事が別に 資金を含む。) と一体的に取得 必要な運転資 (建物又は設備 川 である場合 事業承継に 設備資 資金を \vdash 又は保証 金融機関 \mathbb{A} 協会の定 に、 II ただし、 付表1 とせっ 融資の対 象者が3 F 9 8 7 8 金融機関 $_{\circ}^{\circ}$ 協会の定 を 内。ただし、 10年以内 の対象者が3であ る場合は, (2年以 融資



(3)

京 大 大 大 と で で で で で で で で で で し で で で で で が り り か か が 1 が 2 で か か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら	金(4) 融資の対象者が6である場合に, 事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の実施に必要な資金(建物のである。)
来 門 () ()	に、「5 州 づ」を
付とた融象又あは融象表表おだ資者はるののがののがののがの場子の対しのができまりのができまりのができまりのができまりのが	「 6 乗 ご と
ш h	
л Гт	

に改

7

付表三の次に次の一表を加える。

付表 2

責任共有制度 0.80 対象の料率	区 分 1
0.80 0.70 0.59 0.49 0.42 0.41 0.40 0.30 0.20	2
0. 59	3
0.49	4
0.42	5
0. 41	6
0.40	7
0.30	8
0.20	9

(単位:%)

付表1の備考の規定は、この表について準用する。

(施行期日)

則

この告示は、

令和二年四月

日から施行する。

2 要綱に基づき融資している資金 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡 (令和二年三月三十一日までに岡山県信用保証協会が 山県中小企業支援資金融資制度

なお従前の例による。

岡山県公報 第12179号 令和2年3月24日

を

出

れ

山県告示第百四十五号

平成二年岡 山県告示第二百号 (収納代理金融機関の指定) \mathcal{O} 部を次のように改正す

る

令和二年三月二十四

原 木 隆 太

真庭農業協同組合 倉敷かさや農業協同 阿新農業協同組合 山農業協同組合 ほく農業協同組合 山西農業協同 山東農業協同組合 市 農業協同 組 組 出張所に限る。 の事業を併せ行う本所、 十二年法律第百三十二号) 所在する農業協同組合法 7 用 チ た方法以 メ ては、 尚 ワ

第三号及び第十号 外の方法に係 支所及び 山県内に (昭和二 ク

山市農業協同組合 山農業協同組合 第一項第二号、 の事業を併せ行う本所、 十二年法律第百三十二号)第十条 所在する農業協同組合法(昭和二 7 0 用 チペ した方法以外の方法に係る収 メ 第三号及び第十号 ネ 支所及び ワ 内に ク

に改め

則

の告示は、 令和二年四 月 日 か ら施行する。

◎岡山県告示第百四十六号

令和二年度におい 次の県統計調査を実施する。

令和二年三月二十四

山県鉱工業指数作成調査

[県知

原 木

太

県統計調査の

の鉱工業生産活動 0 動向を数量的に把握 経済指標の つである岡

(生産、 出荷及び在庫) を作成するため の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の

製造業の事業所のうち知事が指定するも

報告を求める事項及びその基準となる期日 又は期間

3

(1) 報告を求める事項

生産、 出荷及び在庫 0

(2)その基準となる期日 又は期

4 報告を求める者

2の事業所のうち約五十事業所

報告を求めるため に用

5

郵送調査

6

報告を求める期間

7

実施部課名 総合政策局統計分析課

山県毎月流動人口

県統計調査の目的

県内に常住する人 П \mathcal{O} 市区 町村分布及びその流動状況を明ら 県政施策の

基礎資料を得る。

県統計調査の

県内全市町村

3 報告を求める事項及びその基準となる期日 又は期間

0

観光地

の観光客数、

観光の

内容等を把握するとともに、

傾向分析を行うこ

(1) 報告を求める事項

転出 帰化及び国籍喪失に係る個

0 数 日 本人 又 は外国 人の 別

(2) \mathcal{O} 基準となる期日 又は期間

4 報告を求める者

県内全市町村長

5 報告を求め るため 用 、る方法

オンライン調査

報告を求める期間

6

7

総合政策局統計分析課

山県観光客動態調査

1 県統計調査の

とにより、 の観光施策立案の た \otimes \mathcal{O} 基礎資料を得る。

県統計調査の対象の範囲

(1)

0

観光地点等名簿に掲げる観光地点及び行祭事

以下

「観光地点

(2)県内の十箇所の主要観光地を訪れ た観光客

という。) のうち、 前 年の観光入込客数が 万人 八以上又は 前

光入込客数が五千人以上であるもの

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は

(1)報告を求める事項

観光地点等を対象とする調査にあ 0 て は 当該観光地点等ごとの

観光入込客数

の観光客を対象とする調査にあ ては、

利用 た交通機関、 旅行費用、 観光地 の訪問回数、 け及び旅行 山県の 問回

(2)そ 基準となる期日

- の観光地点等を対象とする調査にあっては、 四半期ごと
- の観光客を対象とする調査にあっては、 四半期ごとに各一日程度
- 報告を求める考
- (1) \mathcal{O} 観光地点等の管理者又は主催者 21の観光地点等を対象とする調査にあ 当該観光地点等のうち約八百
- (2)22の観光客を対象とする調査にあっ 当該観光客のうち約七千人
- (1) 2(1)の観光地点等を対象とする調査にある。

0

郵送調査、

オンライン調査、

5

(2)22の観光客を対象とする調査にあっ

報告を求める期間

6

実施部課名 知半期

医業労働部観光調

◎岡山県告示第百四十七号

平成十八年岡山県告示第二百二十二号 指定) \mathcal{O} 一部を次のように改正する。 (簡易な方法による開示請求をすることができ

令和二年三月二十四日

育児短時間勤務に 不合格者及び第二次試験の受験者に係るものに限る。)」 採用試験の コンシェルジュ)) 伴う任期付短期間勤務職員選考採用試験の項までの 山県非常勤職員採用試験の項及び非常勤職員 項までを削る。 の項及び岡 山県任期付職員選考採用試験の項から 規定中

阿田

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百四十八号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

令和二年三月二十四日

ቫ院,診療所又は薬局

さとう消化器肛門外科 あおば薬局 大ケ池診療所 椋代歯科医院 坂本クリニック しおつか泌尿器科クリニック ₩ 箊 笠岡市笠岡字絵下谷4101-総社市金井戸168 津山市宮尾285-備前市大内571-1 苫田郡鏡野町古川416 津山市高野本郷1257 肥 $^{\circ}$ 6 R2. R2. R2. R 2. 1.25 R2.1.1 R2.1.1 指定年月 2.1 2 2 22

県知事 伊原木 隆 太

岡

Ш

◎岡山県告示第百四十九号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平

令和二年三月二十四日

院,診療所又は薬局

大ケ池診療所 椋代歯科医院 坂本クリニック グリーンファーマシー株式会社勝央薬局 しおつか泌尿器科クリニック ₩ 箊 勝田郡勝央町岡40-8 総社市金井戸168-1 備前市大内571-1 苫田郡鏡野町古川416 津山市高野本郷1257 严 6 廃止年月 R 1.12. R 2. 1.31 R 1.12.31 R2.1.31 R 2. 1.24

県知事 伊原木 隆 太

岡

Ш

◎岡山県告示第百五十号

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

出かまった

令和二年三月二十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

事業者

種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者 グリ	グリーンファーマシー株式会 社	埼玉県入間郡三芳町北永井997 一7	勝央薬局	勝田郡勝央町岡40-8	R2.1.31
介護予防事業者 グリ 社	グリーンファーマシー株式会社	埼玉県入間郡三芳町北永井997 一7	勝央薬局	勝田郡勝央町岡40-8	R2.1.31

◎岡山県告示第百五十一号

家畜伝染病予防法 検査を次のとおり実施するの (昭和二十六年法律第百六十六号) で、 該当する家畜の所有者に対し 第五条第一 項 これを受けること 0 規定により、

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆

太

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

る家畜保健衛生所長 三年以内にヨー <u>ځ</u> 日以降に導入した繁殖の用に供し、 に輸入した繁殖の用に供し、 家畜伝染病予防法施行規則 第九条第二項第一号か ネ病が発生した農場の 。 以 下 「管轄家畜保健衛生所長」 (昭和二十六年農林省令第三十五 ら第四号までに掲げる牛、 又は供する目的で飼育し 又は供する目的で飼育し 対象となる家畜の 平成三十一年四月一 ってい 所在地を管轄す る雌牛及び過去 以下 令和二年四月

0)

4 実施の期_日

令和二年四月 日 から令和三年三月三十 一日までの 「実施期間」という。)

において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一 \exists ネ病 項方法 1 及 び 5 に規定する検査の方法

一 ブルセラ病検査

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するた

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第 ら第四号までに掲げる牛 のうち、 管轄家畜保健衛生所

長 が必要と認めるも

4

間に お て管轄家畜保健衛生所長が 別 に定め

5 検査 $\overline{\mathcal{O}}$

別表第 ブ ル セラ病 (牛の場合) 項方法 から3までに規定する検査

結核病検査

1

2

牛の結核病の

発生を予防するため

実施する区域

3 実施 0 対象となる家畜 種類及び

省令第九条第二項第 ら第四号までに掲げる牛 \mathcal{O} ち、 管轄家畜保健衛生所

長が必要と認めるも

4 実施

実施期 間に お 1 て管轄家畜保健衛生所長が 別 に定め

5 検査 $\overline{\mathcal{O}}$ 方法

省令別表第一 病の 項方法 \mathcal{O} に規定す ^る検査 \mathcal{O} 方法

家きんサルモネラ感染症検査 (サ ル モネラ 口 ラ に係るも

1 実施 0 目的

家きんサル モ ネラ感染症 **・**サ íV モネラ によるもの (限る。) \mathcal{O}

を予察するため

2 実施する区域

県内

3 実施 \mathcal{O} 対象となる家畜 の種類及び範囲

種鶏及び 種鶏候補鶏 以下 「種鶏等」 という。) \mathcal{O} うち、 次 \mathcal{O} (1)及び (2)げ

(1) 雌雄とも、 口 ツ ト当たり 0) 感染率が五パ セ 上の場合に 九十五パ セ

確率で抗体を検出することが可能な羽数 (最大五十九羽) \mathcal{O}

 \mathcal{O}

(2)(1) に掲げる種鶏等に係る検査で陽性鶏が摘発されたときは、 飼養する種鶏等の

4

実施期間に お て管轄家畜保健衛生所長が

別に定め

5

急速凝集反応法

五.

1

 \mathcal{O} 腐蛆病 \mathcal{O} 発生を予防するため

2 実施する区域

県内

3 実施の 対象となる家畜 の種類及び

蜜蜂の うち、 管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるも

実施の 実施期間に 期日

お て管轄家畜保健衛生所長が 別 に定め

5 検査の方法

肉眼検査

伝

達性海綿状脳症検査

実施の

伝達性海綿状脳症 発生の状況及び動向を把握するた

2 実施する区域

県内

3 実施 0 対象となる家畜の 死体の 種類及び範囲

省令第九条第二項第五号に掲げ 死体及び同項第六号に掲げるめ ん羊又は

の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が 必要と認めるも

実施の

実施期間に お て管轄家畜保健衛生所長が

> に 定め

5 検査 の方法

省令別表第一 伝達性海綿状脳症 項方法 及び 2に規定する検査 の方法

七 ネ病検査、 チ ユ ウザ ン病検査、 ア 1 イル ス感染症検査、 イ ラキ病検査

及び牛流行熱検査

実施の目的

チュ ザ ウ ス感染症、 イバ ラキ病及び牛流行熱

発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

令和元年十 一月から令和二年四月までに生まれた牛の ち、

長が必要と認めるもの

4 実施の期日

原則 として令 和二年六月下旬 月中 旬、 九 旬 月中旬及び

5 検査の方法

臨床検査及 Ű 清学的検査 中 和試験又は 寒天ゲ ル 内沈 降反応)

1 実施の目的

フ

ル

工

ン

ザ及び低病原性鳥

フ

ル

工

ンザ

高病原性鳥 ル エ 及 び低病原性鳥 フ ル 工 ザ 0 発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 飼養羽数が 百羽 以上 (だち ようの場合 は、 羽 上 の家きん

轄家畜保健衛生所長が無作為に飼 養規模別に 抽 出

(2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める

5 検査の方法

臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検

九 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査

1 実施の目的

牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生を予防するため

2

3 対象となる家畜 の種類及び範囲

又は供する目的で飼養してい る牛のうち、 管轄家畜保健衛生所

長が必要と認めるも

4

実施期間に

お

て管轄家畜保健衛生所長が別に定め

5

検査の方法

遺伝子検査

1 繁殖·呼吸障害症候群

実施の

2 実施する区域

豚繁殖

呼吸障害症候群の発生を予防するため

県内一

3 実施の 対象となる家畜 0 種類及び範

感染率二十五パ した場合に信頼度九十五 パ セ で少なくとも一

か ら抗体検出が 能な頭数の 肥育・ 育成豚 又は繁殖豚

実施期 間に

実施

お て管轄家畜保健衛生所長が 別 に定め

抗体検査

5

検査の方法

1 実施 \mathcal{O}

豚熱 \mathcal{O} 発生を予察するため

2 実施する区域

県 内

3 実施 0 対象となる家畜の種類及び範囲

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

4 実施

実施期間に おい て管轄家畜保健衛生所長が 別に定め

5 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

アフリカ豚熱

アフリカ豚熱の発生を予察するため

実施する区域

2

対象となる家畜の種類及び範囲

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

5

て管轄家畜保健衛生所長が に定める日

◎岡山県告示第百五十二号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和二年三月二十四

太

小田郡矢掛町横谷字大平三三三一

保安林予定森林の所在場所

土砂の流出 0

立木の伐採の方法

主伐は、

(2)(1) 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

その 関係書類を岡山県庁及び矢掛町役場に備え置い

覧に供する。)

岡山県公報 第12179号 令和2年3月24日

山県告示第百五十三号

のとおり保安林 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 の指定をする予定である旨の 通知があった。 農林水産大臣

令和二年三月二十四

木 太

保安林予定森林 \mathcal{O} 所 在場所

井原市木之子町字道山五三六四 \mathcal{O} 五三七〇、 五三七 五三七二の二、 五三九

五四〇三の二、 五四五三の二

指定施業要件

土砂の流出

0

立木の伐採の方法

(1)の森林につ ては、 主伐は、 択伐によ

字道山五三七一

五三七二の二・五三九三・五三九

八

の 二 ・

五四〇三の二

上五筆につい . て次 の図に示す 部分に限る。)、 五三七〇

(3)(2) その他の森林に つい ては、 主伐に係る伐採種を定め な

主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の

(4)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の 伐採の

及 び 「次のとおり」 は省 その 図 面 及び

原市役所に備え置い て縦覧に供する。)

◎岡山県告示第百五十四号

る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項の規定によ 令和二年三月二十四日 次の加入区について、平成二十八年岡山県告示第百七十一号 令和二年三月二十一日限り、 (下津井加入区) によ

入区の名称 下津井加入区

岡山県知事 伊原木 隆

◎岡山県告示第百五十五号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の 日から二十日間 般の縦覧

は供する。

令和二年三月二十四

太

道路の種類 一般国道

二 道路の区域

	一六・二		美作市北原字橋本四六五番一地先まで
用・110	九 · 六 · 、六	IΗ	ら美作市北原字段亀山西四六三番九地先か
- - - - - -	一六	兼	美作市北原字橋本四六五番一地先まで
	一 · 六 〈	折	き作市北原字段亀山西四六三番九地先か
(メートル)	(メートル)	別	区域
延長	幅員	新旧	

◎岡山県告示第百五十六号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい 日から二十日間 般の縦覧

令和二年三月二十四日

岡山県知事

原 木

太

道 般 国	種 道 路 類 の
一七九号	路 線 名
美作市北原字橋本四六五番美作市北原字段亀山西四六	<u>K</u>
北原字橋本四六五番一地先まで北原字段亀山西四六三番九地先から	間
令和二年三 (十五時)	年 月 用 用 始

◎岡山県告示第百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三

条第一項の規定により、 次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、 尚 山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

玉島長尾上之町峠地区

岡山県知事 伊原木 隆 太

次に掲げる地番の土地に設置した標柱 号から十八号までを順次結んだ線及び標柱

"	<i>II</i>	"	11	11	11	11	11	IJ	IJ	11	11	岡山	り
"	11	11	"	"	11	"	IJ	"	"	"	"	県倉敷市	十 丿 号
"	11	11	"	"	11	"	IJ	"	"	"	"	市玉島	を新み
"二一五七番二	"二一五七番	" 二一六○番	字渚二一〇〇番	" 二一〇二番二	"二一〇二番三	" 二一○七番二	"二一〇七番一	"二二二五番一	"二二二八番	"二一二九番	" 二一三一番	玉島長尾字峠二一三二番一	天と十八
十七号及び十八号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	六号から九号まで	四号及び五号	三号	二号	一号	

◎岡山県告示第百五十八号

年三月十日付け岡山県告示第百十二号で告示した津山広域都市計画道路事業の事業計画 の変更を次の 都市計画法 とおり認可した。 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 平成二十七

和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

				,
			津 山 市	名施 行 者 称の
総社川崎線	三・四・津十	路事業	津山広域都市計画道	事業の種類及び名称
まで	令和七年三月三十一日	四日から	平成二十一年三月二十	事業施行期間
なし	使用の部分	変更なし	収用の部分	事業
				地

◎岡山県告示第百五十九号

画の変更を次 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 山県告示第百十三号で告示した岡山県南広域都市計画道路事業の事業 平成二十七

和二年三月二十匹

岡山県知事 伊原木 隆

太

				1
			岡 山 市	名 施 行 者 称の
上石井岩井線	三・三・岡三百九	画道路事業	岡山県南広域都市計	事業の種類及び名称
まで	令和七年三月三十一日	日から	平成二十年三月二十一	事業施行期間
なし	使用の部分	変更なし	収用の部分	事業
				地

 $\overset{\bigcirc}{=}$ 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一 項の規定により

次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

令和二年三月二十四1

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

目言のおった名 月

申青こ系の寺官卡営川舌は

一 申請に係る特定非営利活動法人の

NPO法人ゆい

三 代表者の氏名

主たる事務所の所在地

兀

津山市近長六四一番地一

定款に記載された目的

五.

以下 この法人は、 「児童等」という。) 児童福祉法第六条の三第一項に掲げる者その他概ね満二十歳未満の者 児童自立生活援助事業、 就職支援に関する事

業、及びボクシングその他の スポー ツ事業を行い児童等の自活及び就労支援に寄与し、

もって、 子どもの健全育成及び地域福祉の増進を図ることを目的とする。

る同法第五条第三項の 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一号) 次 の大規模小売店舗の 第六条第三項に 変更の届出に 0 11 お て、 1

配慮すべき事項に の日までに知事に意見書を提出することができる。 公告に係る大規模 て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 地域 項 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境 より、 0

和二年三月二十四

Ш 知事 木

太

出事項の

大規模小売店 舗の名称及び 所在

7 イウエ スト ラン

所在

地

津山市院庄九

2 届出 者の名称、 び代表者 0 氏

名称 生活共同 組合お か 、やまコ

岡山市北 区奉還 町一丁 目七番七

代表者の氏 理事長 平田

3 変更事項

(1) 大規模小 売店 \mathcal{O} び

(変更前) ス

住所 山市院庄 九〇九 ほ

カン

(変更後) 名称 イウエ ストラン 、 ド 店

市院庄 九〇 九 ほ

(変更前)

(2)

大規模小

売店舗

にお

11

て小

売業を行う者の

名称、

住所及び

代表者の

氏名

株式会社工 ス 7

鳥取県鳥取市湖 山 町 北三丁目三〇三

代表者の氏 代表取締役 矢野

株式会社ス クラ コ ポ 彐

1

大阪府大阪 市中央区南本町三丁目二番 七

ウ 新規出店のため追加

(変更後)

代表者の氏名 津山市戸島八九三番地一五

届出年月日

令和二年二月二十二日

令和二年三月十二日

縦覧の期間及び場所

2

岡山県産業労働部経営支援課

縦覧の期間 令和二年三月二十四日から同年七月二十七日まで

[一〇四] 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の三第一項の規定

次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和二年三月二十四日

			島湾土地改良区	事業主体	
大曲舗装	北七区支線	西七区支線	西七区支線	地区	
2	線 30 号	線 128 号	線 102 号	名	
農道舗装	"	"	かんがい排水	工種	岡山県知事
令和二	IJ	"	令和一	完了	伊原木
- - -			令和二・ 二・	年月日	隆
九			<u>-</u>		太

]]]]

第十四条第二項の規定により、 [一〇五]測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 赤磐市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知が

令和二年三月二十四日

湰

	~~	
公共測	測	
測 量	量	
(基準点	Ø	
測 量)	種	岡山県
	類	知事
令和一	終	伊
和二年三月	了	原
月十日	年	木
Н	月	隆
	日	太
	1	

区

域

赤磐市

[一〇六] 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一 項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい 般の縦覧に供

令和二年三月二十四日

太

日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	指 定 年 月 号	道路の位置	(メートル)(メートル)	(メートル)
		一、二四四九番一地先水路都窪郡早島町早島字東山二四四九番	六 • ○	五三・二二

 \bigcirc 七〕建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第九条第一 項の規定により、

足築士の免許の取消しを行った。

令和二年三月二十四

原

木

太

令和二年三月十七日

しを受けた建築士の氏名、 その者の 二級建築士又は木造建

築士の別及びその者の登録番号

免許の取消しの理由

当該二級建築士が死亡した旨の)届出があ ったため

 \bigcirc 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月二十四日

伊原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下丁 (巻) 三丁之がこう

総社市金井戸字北国府前二三〇-

二五、二三〇一二六

岡山市北区御津野々口三三五-一〇三

井雄輔

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第二七八号

九 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月二十四1

原

木

太

赤磐市尾谷字ゴミ入一一二八-一開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市河本八一七ー一ラッフィナー

ツ

〇五号室

-

岡山県指令建指第二八八号

る開発 許可 \bigcirc を受けた開発行為 の者 に係る都市計画法 に関する工事が完了した。 (昭 和 四十三年法律第百号) 第二十九条の規定に

和二年三月二十四

原 太

域又は工区に含まれる地域 \mathcal{O}

六五 まで道、 から字妙市 上市瀬字上中河原三三六、 上市瀬字下原三三九 字妙市一〇六八-字下河三四 字上中河原三三六か 〇六二、 珏 一〇六五一 \circ から三 〇六三一 一まで水路、 字大田三四三-字野向 三四一、 ら字下 四二一 字下原 河原一 三四六 ·河三四 まで道、 字下河三四〇 三四六 下市瀬字下 〇六〇 か ら字下

可を受けた者 在 名称及び 代表者の

医療法人社団

真庭市落合垂水二五

П

三

山県指令建指第三七六号

る開発許可 和二年三月二十四 を受け、 の者 た開発行為に関する工事のうち、 に係る都市計 画法 (昭 和 四十三年法律第百号) 公共施設に関する工事 第二十九 が完了した。 条の規定によ

原

域又は工区に含まれる地域 \mathcal{O}

六五 三まで水路 まで道、 から字妙市一 上市瀬字上中河原三三六、 上市瀬字下原三三九 字妙市 字下河三四 字上中河原三三六か 〇六二、 七 珏 \circ ○六三一 五. か 字大田三四三一 字野向 まで水路、 ら 三 三四一、 ら字下 四二 三四六 河三四 泂 まで道、 原 字下河三四〇 三四六 下市瀬字下 〇六〇 か ら字下 字下

公共施設の種類

消 防の 用 水施

位置及び区域

発登録簿記 \mathcal{O} お り (開 発登録簿 は 尚 山 |木部 部市局 建築指導課 お

覧に供する。)

兀 を受けた者 所 在 地 名称及び 代表者の

真庭市落合垂水二五

医療法 人社団

許可番号

五.

県指令建指第三七六号

◎岡山県企業管理規程第六号

山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岡山県企業局財務規程 0 一部を改正する規程

県企業局財務規程 (昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号) \mathcal{O} 部を次 いのよう

第百二十九条中

この規程は、

令和二年四月

日から施行する。

に改正する。

に改める。 項後段」 「第二百四十三条の二の二第一

◎岡山県企業管理規程第七号

山県企業局事務処理規程 0 部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月二十四日

山県公営企業管理者 佐 藤 一

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

県企業局事務処理規程 (昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号) \mathcal{O} 部を次の

別表第一(1)3の

項 35

「第243条の2」や「第243条の2の2」

に改める。

附則

の規程は、令和二年四月一日から施行する。

企業

◎岡山県企業訓令第二号

県局用自動車管理規程 (昭和五十年岡山県企業訓令第一号) 0) 一部を次のように

する

令和二年三月二十四日

岡山県公営企業管理者 佐

第十一条第一 号中 「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」 に改める。

附則

◎岡山県教育委員会規則第一号

県行政情報公開条例施行規則 \mathcal{O} 部を改正する規則を次の ように定める。

^{行和二年三月二十匹口}

山 県 教 育 委 員 会

政情報公開条例施行規則の 部を改正する規

県行政情報公開条例施行規則 (平成: 八年岡 山県教育委員会規則第九号) \mathcal{O}

めのように改正する

X六二八一に適合する直径百二十ミリ (日本産業規格Ⅹ○六○六及びⅩ六二八 トルの光デ 兀 \mathcal{O} 項中 口 四十円」 再生装置で再生することが可能な ーディ スク」 ス を「五十円」 「光ディス 「四十円」 又はX六二四 の光デ に改める。 \mathcal{O} 電磁的記録媒体」 に適合する直径百二十ミ 〇六〇六及びX六二八 に改め

附則

◎岡山県教育委員会規則第二号

県立学校の管理運営に関する規則の 部を改正する規則を次のように定める。

^{令和二年三月二十匹口}

凹山 県 教 育 委 員 会

山県立学校 の管理運営に関する規則 0 部を改正する規則

県立学校 の管理運営に関する規則 (平成十三年岡山県教育委員会規則第二号)

部を次のように改正する。

第三十五条第三項ただし書中「引き続き更に 一年の 範囲内で」を「通算して二年まで」

改め、同条に次の一項を加える。

校長は、 第三項に規定する休学の期間を超えてなお復学することができない

は中等教育学校の後期課程の生徒又は学齢児以外の生徒等を除籍することが

できる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

経過措置

2 この規則による改正後の第三十五条第三項及び第七項の 規定は、

口以後に岡山県立学校に入学する者から適用する。

◎岡山県教育委員会規則第三号

人情報保護条例施行規則 \mathcal{O} 部を改正する規則を次の ように定める。

^{行和二年三月二十匹口}

山 県 教 育 委 員 会

人情報保護条例施行規則 0 部を改正する規則

人情報保護条例施行規則 (平成十四 年岡 Щ 県教育委員会規則第十五号) \mathcal{O}

を次のように改正する。

とが可能なもの 第十条第二項中 X六二八一に適合する直径百二十ミリ (日本産業規格Ⅹ○六○六及びⅩ六二八 トルの光デ 兀 \mathcal{O} 項中 「フロ 四十円」 再生装置で再生することが可能な ーディ ・スク」 ス を「五十円」 「光ディス 「四十円」 又はX六二四 の光デ に改める。 \mathcal{O} 電磁的記録媒体」 本産業規格X に適合する直径百二十ミ 〇六〇六及びX六二八

阿則

◎岡山県教育委員会規則第四号

山県総合教育センター -規則の 部を改正する規則を次のように定める。

5和二年三月二十四日

岡山県教育委員会

岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則

Щ 県総合教育セ ター 規則 (平成十 山県教育委員会規則第五号) 0) 部を次

25. - 22. /1 1. V

第二条各号を次のように改める

ように改正する。

二 企画家

石伯音

四 教育支援部

四項を次のように改める。 を「研修部」 究計画」を「センタ 第三条第二項中 特別支援教育」 に改め、 「教育経営部」 の業務の総合企画及び調整」に改め、 「特別活動」 を加え、 「(第六項に規定するものを除く。)」 「企画部」 「における指導、 に改め、 同項第一号中 同条第三項中 情報化に対応した教育、 を削

究及び援助に関する事務 教育支援部は、 生徒指導及び特別支援教育等に関する教育相談の実施並 (前二項に規定するものを除く。) を分掌する。 び

第三条第五項及び第六項を削る。

附則

山県教育委員会規則第五号

県県費負担教職員人事評価規則 \mathcal{O} 部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月二十四

員

岡山県県費負担教職員人事評価規則 0 一部を改正する規則

県県費負担教職員人事評価規則(平成二十八年岡山県教育委員会規則第十号)

部を次のように改正する。

県費負担教職員であっ この規則は、 令和二年四月 「地方公務員法第二十二条第二項の規定によ て人事評価の結果を給与等 日から施行する。 へ反映する余地が ŋ 臨時的

山県教育委員会規則第六号

県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 \mathcal{O} 部を改正する規則

和二年三月二十四

員

県立学校にお ける学校運営協議会の設置等に関する規則 \mathcal{O} 部を改正する規

Ш 県立学校に おける学校運営協議会の設置等に (令和元年岡

員会規則第七号) ように改正する。

第二条第 項中 「第四十七条の六第一 項」 「第四十七 条の五第 項」 に改

第三条第 項中 「第四十七条の六第二項第四号」を 「第四十七条の 五第二項第四号」

第四条第一 項中 「第四十七条の六第四 項」 五第四項」 改

「第四十七条の六第六項」 「第四十七条の五 第六 項 に改め

第六条第一 「第四十七条の六第七 項」 「第四十七 五第七項」 に改め

第十五条中 「第四十七条の 六第九項」 「第四十七条の 五第九

0) 規則 は、 令和二年四 月 日 か ら施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第一号

県教育委員会職員の ように改正する。 服務規程 (昭和三十六年岡山県教育委員会訓令第二号)

令和二年三月二十四1

岡 山 県 数 育

員

第二十一条第一項を削 「又は様式第六号の二。 第四項を第二項とし、 「学校長が職員の申請により」に改め、 以 下 同条第二項中 第五項から第七項までを二項ずつ繰り上げる。 「証明書」という」に改め、 「証明書」を「身分証明書」 同項を同条第一項とし、 「交付し」

附則

1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する

服務規程により交付されてい 令による改正後の この訓令の施行の際、 る身分証明書は、 職員がこの 訓令による改正前 その有効期間が経過するまでは、 相当条項により交付されたも

◎岡山県教育委員会訓令第二号

山県教育委員会事務決裁規程 (昭和四十二年岡山県教育委員会訓令第三号) \mathcal{O}

令和二年三月二十四日

別表第二中

「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員、

育 委 員

臨時的任用職員及び任期付職

別表第三中「及び臨時的任用職員」 会計年度任用職員、

職員」に改める。

山県教育委員会訓令第三号

教育委員会事務関係職員 ように改正す 人事 規程 (平成二十四 年岡 山 県教育委員会訓令第

山 委

「同法」 の 二 第 項 を 「その結果」 以下 法 に改 める 第二十三条の二第

「地方公務員法」 法」 に改め、 同条第三号を 削り、 第四号を第三号と

「会計年度任 項の規定にかかわらず、法第二十二条の二第 |用職員| 一項の規定により が三月に満 \mathcal{O} 又は

勤務時間が 十五時 間三十分未満の は、

項中 人事評価は」 「人事評価は」 に改 を 同条第二項中 「会計年度任用職員 項」 職員 以下 項

一般職員」 に改め、 同条に 0 項を加える。

会計年度任用職員の 人事評価は、 その任期 回行うもの その

て最終評価を行うも \mathcal{O}

第四条第二項 中 「人事評価」 般職員 価 に 第七 条第三 項」

に改め 同条に次 0 項を加える。

会計年度任用職 員 \mathcal{O} 人事評. は、 自己評価 及び 別 に 定め 評 [価者 価

行うもの とする。

第五 一項中 職員 微職員で」 員 を

条第二項中 「職員に」 を 般職員に」 に 改め 同条に \mathcal{O} 項 え

会計年度任 用職員に 対す る実績評 は 目 対す る業務の 実施状 況等 り行

第六条第二項中

「職員

は

改

 \otimes

同条第

五

項

单

に改め、 同条に次 の二項を加 える

評価者に提出 用職員は す る も その のとする る 日 日 て 実績 評 る

規定す ,る提出 Tを受け は 同 項 \mathcal{O} 内 に 0 て

修正を指示するものとする。 て原則として当該会計年度任用職員と面談を行い 必要に応じて当該

同条第四項中「職員」を「当該一 「一般職員」 「自ら実績評 般職員」 価 に改め、 を「実績評 同条に次の二項を

- 会計年度任用職員は、 その結果を評価者に提出するも 原則として十二月 実績評価に係る自己評
- 前項に規定する提出を受けた評価者は 年度任用職員と面談を行い 、その結果を書面により交付するものとする 実績評価に係る評価を行っ

附訓

6

◎岡山県教育委員会訓令第四号

Щ 教員等人事評価規程 (平成二十八年岡山県教育委員会訓令第五

ラ)の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

岡山県教育委員

教員等であって人事評価の結果を給与等へ反映する余地がない 第二条ただし書中 「地方公務員法第二十二条第二項の規定により臨時的任用をされた ものその他」を削る。

附則

◎岡山県教育委員会訓令第五号

.山県教育委員会事務関係職員の標準職務遂行能力を定める規程 (平成二十八年岡山

県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十四日

育

委

員

一条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

月